

議事概要

令和4年度第4回新潟市地域密着型サービス運営委員会

日 時： 令和4年10月25日（火） 午前10時00分～午前11時25分

場 所： 新潟市役所本館 6階 第2委員会室

出席者： 新潟市地域密着型サービス運営委員会委員：9名

木南委員長、反町委員、小林委員、渡邊委員、百瀬委員、丸山委員、吉川委員、内田委員、鶴田委員（欠席：茶谷副委員長、阿部委員、山垣委員）

事務局：介護保険課5名、高齢者支援課2名

傍聴者：なし

<議事>

（1）地域密着型サービス事業所の指定について

- ・資料1、参考資料1について、介護保険課が説明し、原案の通り了承された。

【主な意見、質問等】

*資料1文中、人員に関する基準の記載のうち、「認知症介護基礎研修」と「認知症介護実践研修」の違いは。

→全く異なる研修である。カリキュラムも異なっており、「認知症介護基礎研修」は取得が簡易なもの、「認知症介護実践研修」はより専門的なもの。

*協力医療機関の「みどり病院」は中央区にあり、当該事業所の所在地は東区である。何km以内など距離等による基準はあるか。

→明確な基準はない。当該事業所と「みどり病院」は、自動車で18分、距離約6kmであり、適正に連携が可能であると判断した。

*図面の廊下には各居室入口の縦手摺の記載のみだが、廊下全体に横手摺は配置されていないのか。

→図面上わかりにくいですが、廊下全体に横手摺が配置されていることを現地にて確認している。

- ・資料2、参考資料2について、介護保険課が説明し、原案の通り了承された。

【主な意見、質問等】

*図面では当該事業所は全て2階に配置されているが、エレベーターは中央部に1機のみで、適正に避難誘導が行えるか。両ユニットの居間・食堂の窓等から避難することは可能か。

→屋内階段、エレベーターだけでなく、屋外階段も配置されている。屋外階段脇に緩降機も備えられており、階段の昇降ができない入居者への対応も可能。居間・食堂の窓から直接避難することは困難であるが、消防の検査は問題なくクリアしている。適正に避難誘導が行えるものと判断した。

*運営推進会議の構成員のうち利用者と利用者の家族について、持ち回りで出席させることは、とても良いことだと思う。

*掲示物は1階の会議室付近に掲示されているとのことだが、具体的にどこに掲示されているのか。

→会議室を出て右側、階段横の壁に掲示されている。

*夜勤者2名は夜間帯を当該事業所のうち、どこで過ごすのか。見守りは適切に行われるか。

→各ユニットの居間・食堂にそれぞれ配置される予定。全ての居室が見渡せるため、臨機応変に対応可能。

- ・資料3、参考資料2について、介護保険課が説明し、原案の通り了承された。

【主な意見、質問等】

*夜勤者は当該事業所で1人ということか。宿直者も夜間帯で配置されているのか。この建物全体で夜間配置されているのは先ほどの資料2の事業所と合わせて3名か、4名か。

→当該事業所における夜勤者は1人、建物全体では3人となる。宿直者はコール番のようなもので夜勤者とは別に配置されており、事業所で何かあった際にかけての勤務形態である。

*従業者は週休3日制を打ち出した勤務形態か。

→そのようなことはない。

*運営推進会議の構成員のうち利用者と利用者の家族について、資料2と同様、持ち回りで出席させるのか。

→その通りである。

*夜勤者の入り時間、明け時間において、日勤者と適切に引継ぎが行われるか。

→夜勤者は16時半～翌9時半の勤務となり、適切に引継ぎは行える。

*夜勤者はおそらくは変形労働勤務時間制の勤務なのであろうが、どのような勤務体制であれ、各労働法規に違反が無いように、労働者に負担がかからないように、適切な審査、指導をしてほしいところ。

- ・資料4、参考資料3について、介護保険課が説明し、原案の通り了承された。

【主な意見、質問等】

*資料4文中、人員に関する基準の記載のうち、オペレーターの提供時間とは何時から何時までか。

→原則24時間対応である。

*オペレーター6名のうち、3名が看護師免許を有しているのであれば、連携型ではなく、一体型で運営できるのでは。連携型で申請した意図は。

→定期巡回等に従事する訪問介護員と、訪問看護に従事する職員は別に配置する必要がある。看護師免許を持つ3名は定期巡回等の訪問介護員に従事するもの。申請者の見通しによると、当該事業所における訪問看護を必要とする利用者は少ないことから、効率化を図るため、連携型での申請となった。

*当該サービスは訪問看護を利用した場合、料金が上乘せされ、利用しない場合よりも利用者負担額が増える。この辺りの利用者への説明は、適切に行われるものか。

→申請者が提出した重要事項説明書、パンフレットにより、訪問看護の利用の有無で別々の料金表を用いて説明することを確認している。

*資料4文中、人員に関する基準の記載のうち、訪問介護員の「定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置すること」とは、どのように審査するのか。

→実際に運営をしてみないと分からない面はあるが、利用者のニーズや状態像を考慮して、定期の巡回や随時対応が適切に提供できる配置であるものと判断している。

*この勤務体制の審査は、今回のみか。今後の基準の審査は。

→今後は福祉監査課による運営指導などによって確認していく。

- ・資料5について、介護保険課が報告した。

【主な意見、質問等】

*特に意見なし。

(2) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

- ・資料6について、介護保険課が報告した。

【主な意見、質問等】

*特に意見なし。

(3) その他

*特に報告、意見等なし。

<配布資料>

- ・会議次第
- ・資料1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所の指定について (案)
- ・参考資料1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 指定に関する位置図・平面図 (*)
- ・資料2 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所の指定について (案)
- ・資料3 看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定について (案)
- ・参考資料2 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 指定に関する位置図・平面図 (*)
- ・資料4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について (案)
- ・参考資料3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 指定に関する位置図・平面図 (*)
- ・資料5 地域密着型通所介護事業所等の指定について
- ・資料6 地域密着型サービス事業所の指定更新について

* : 非公表情報